



主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 48 参議院新潟県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選挙管理委員会)
49 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第48号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 194 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者 1 人につき次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

47, 263, 400 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

36, 252

2 選挙権を有する者の総数の、80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

326, 571

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

新潟市北区	19, 987
新潟市東区	37, 400
新潟市中央区	49, 623
新潟市江南区	18, 987
新潟市秋葉区	21, 058
新潟市南区	12, 056
新潟市西区	43, 097
新潟市西蒲区	15, 227

長岡市三島郡	73,825
上越市	51,346
三条市	26,160
柏崎市刈羽郡	23,218
新発田市北蒲原郡	29,835
小千谷市	9,334
加茂市南蒲原郡	10,247
十日町市中魚沼郡	16,096
見附市	10,882
村上市岩船郡	17,127
燕市西蒲原郡	23,942
糸魚川市	11,016
妙高市	8,443
五泉市東蒲原郡	15,966
阿賀野市	11,192
佐渡市	14,081
魚沼市	9,415
南魚沼市南魚沼郡	16,921
胎内市	7,717